

違反対象物一覧表

令和8年5月15日現在

	防火対象物の名称	防火対象物の所在地	違反の内容		備考
			違反事項	根拠法令等の条項	
1	芝本第2ビル	神奈川県大和市 大和南一丁目4番15号	自動火災報知設備未設置	消防法第17条第1項	自動火災報知設備が未設置のため、 火災の早期発見が遅れ、避難や初期 消火に影響が生じるおそれがある。
2	太鼓／五月荘	神奈川県大和市 桜森二丁目10番5号	自動火災報知設備未設置	消防法第17条第1項	自動火災報知設備が未設置のため、 火災の早期発見が遅れ、避難や初期 消火に影響が生じるおそれがある。

※ホームページの更新状況により、最新の情報が反映されないことがあります。